

要求停滞・労使対等の組合遠く、

人事委員会勧告無視の暴挙

賃金担当専従は木本英照である。全国各県の給与実態を調べ、岡山県の低位性を県人事委員会勧告に盛り込みます方式を採用。要求書一枚の提出でなく、項目ごとに説明を加え、さらには調査資料を添付した。この方法は対県要求書の場合も採用した。県人事委員会は11月13日勧告を行う。そのポイントは、

1. 給与水準は全国中位以下
2. 初任給短縮運用を行っていないのは中国5県のうち岡山のみ
3. ワタリ運用のないのは主事で全国9県のみ、係長も全国20県は実施

そして「初任給および格付けの改定などを行うこと。特に中位等級以下の職員が他の都道府県の職員の給与を下回ることのないよう改善すること」という勧告を行う。

しかし、当局はこれを見做す。実施は給与改定のみにとどまる。荒木副知事は12月20日の交渉で「財政が良くならない限り待遇改善は困難である。また、ワタリ等国で措置されていない運用は泥棒行為と考える。他県が泥棒しているからといって、本県が泥棒するわけにいかぬ」と述べ、紅顔ぶりを発揮した。

臨時行財政審議会

財政不況となると行財政の是正が言われる。昭和40年4月「臨時行財政審議会」が設置され9月答申となる。

結果はお決まりの定数削減と主任制度の採用が軸となっている。そして、主任は昭和41年4月から生まれた。その選任は人事課の手中にあり、「ワタリ要求」からは程遠かった。

組織体質改善めざす2人

専従の増田文嘉は組合の将来に向けた組織体質の強化をめざす。一つは青年部組織の結成であり、いま一つは教宣活動の充実である。11月25日、各支部に呼びかけ若い人に集まってもらった。児童会館に男32名、女17名が集まり各支部ごとに青年部をつくり、一定の段階で全体の青年部結成を申し合わせた。やがて新見支部に青年部が生まれ、津山、衛生、さらに各支部に拡大され、昭和41年10月4日、岡山県職組青年部が誕生する。

これまで組合機関紙は月1回刊であったが昭和40年8月15日号（第212号）から月2回発行とし、要求書の説明、交渉の状況、他県の動きなどの情報提供を心掛けた。初めてと言っていい組合員アンケートを6月に実施したが「給料が安すぎる」という人が80%を超し、テレビの保有者91%、電気冷蔵庫63%、ステレオ10%、自動車を持つ人は7%であった。

木本英照は現業評議会の強化をめざす。現業特集号を2回発行、年齢別最低保障賃金制度の確立、現業職がもつ団体交渉権の活用などを訴える。2人とも将来、労使対等の組合づくりをめざそうという願望が強かった。木本は初めて「組合員必携」を刊行、それが現在に継続されている。

自治労県本部の分裂

原水禁運動、百万都市問題などで対立を続けていた自治労県本部との間は極限を迎えていた。県職組は何年にもわたり自治労負担金を納入せず、役員も空白にしていたが、7月16日高梁市で開かれた第11回大会で自治労県本部脱退を宣言する。同じく脱退を表明した津山市職、湯原、久世、落合町職によって昭和40年10月16日、駅前富士ビルで「自治労岡山県本部再建大会」を開く。完全な分裂である。そして執行委員長に県職組副委員長の牧原光彦を選出、事務所を内山下70番地に置いた。県下に同じ名称を名乗る集団が2つでき判別に混乱があったが、事務所の所在地によって「内山下グループ」「春日町グループ」と呼ばれることになる。

組合の主な動き

1月16日	スキー教室
2月3日	原潜寄港阻止岡山県集会
2月25日	春闘諸要求貫徹総決起集会
3月20日	職員家族慰安大会
3月25日	知事と朝食会
10月5日	第5回現業評議会大会
10月16日	自治労県本部再建大会
11月25日	青年部結成準備会
12月11日	青年部新見支部結成
12月25日	荒木副知事交渉



▲美作小学校で定期大会(7月23日)



◀この頃の専従 増田・木本



▲自治労県本部の分裂(内山下グループ結成)

県当局の無理解極まる

全国最下位という給料表の運用

要求が前進しないことは組合の当事者にとって辛いことである。2月10日、委員長を口説いて石田総務部次長と話し合う。「また、時期はずれに何の要求ですか？」と次長は嫌がる。そのやりとりから……

- 仕事は増える一方で超勤の連続となっている。この実態でなぜ定数減か？ → 「人件費40%の現状では県民が許さない。苦労はかけるが仕事の能率化を図れ」。
- 人員整理はやるのか？ → 「出血整理はしない。欠員不補充でいく」。
- 主任制度を三つワタリ要求の回答としているが、本質的に要求の方向と違う。制度の内容は？ → 「4月1日から一斉に行う。人員は現在発表の段階ではない。主任は役職制度である。頭打ち解消の一方法にはなるだろう」。
- 一定の年齢、経験年数、号給に達した者は、主任にせよ。 → 「機械的に一律実施というわけにはいかない。役職としてふさわしい人を発令することはやむを得ない。人事課の考えと組合の要求は異なる」。
- 国家公務員は50%の役付がある。主任の数を増やす方法がある。 → 「将来はそれを目標にしてもよいが一挙にはいかない」。
- 2、3年でいくか？ → 「それは無理だ」。
- 退職勧奨年齢の引き上げが必要だ。 → 「現時点では無理だ」。
- 超勤予算の6%以上の計上をやってほしい。 → 「現在の財政事情ではどうにもならぬ。人事課長としては増額したい。しかし私は、総務部次長である」
- 年度末、一律プラスアルファを支給してほしい。 → 「そんなことをして自治省にわかったら、大変なことになる」

といった調子の当局姿勢である。木本英照は専従任期切れの直前である6月7日「対県要求書」をつくり上げ提出する。その量は丁寧な説明を加えたため機関紙4ページを埋め尽くすものとなっている。しかし、6月28日の回答書は、つまらぬものであった。

見るに見かねての勧告 対象者の3割は否定の運用

県人事委員会は11月8日勧告した。この年も県当局の勧告無視に対し、問題点の指摘を行っている。

1. 本県職員の給与水準は、全国各県と比較し中位以下
2. 民間給与が9.8%上回っている
3. 本県の給料表の格付運用は他府県に比し著しく劣悪である、適切な措置が必要
 - ①主事、技師の給与を5等級に留めているのは9県のみ
 - ②研究職、医療職（二）については、さらに不利である
4. 初任給は国より不利であり、中国5県では最も不利のままである
5. 給与の不均衡は著しく、職員の士気に及ぼす

などと手厳しい内容である。

組合は11月30日要求書提出、対するに12月7日回答が寄せられる。機関紙の見出しに「三つワタリ実現」の活字が載っているが、回答書を読んでもよく解らない。結論として「5等級13号給以上、役職歴10年以上で5等級に複数格付け」ということであるが、当局選考が加味され、とても組合の成果とは呼べぬものである。

合わせ、医療職（二）表の複数格付けも実施されることになるが「選考加味」が同じく加わっている。そして、いざ実施に移されてみると複数ワタリ対象者の7割が適用され、約3割は選考の結果、落とされる。組合にとって惨めな結果である。そして、当局の姿勢の固さのみ目立つこの頃である。

組合の主な動き

1月20日	婦人部当局交渉
2月10日	人事課交渉
4月1日	被服貸与規程実施、主任制度発足
5月21日	現業評運転員部会結成
6月1日	自治労共済発足
6月7日	要求書提出(28日回答)
7月22日	第29回定期大会(笠岡市)
9月22日	第5回現業評議会大会
10月4日	青年部結成大会
11月30日	対県要求(12/7 回答)



▲青年部結成大会



▲蒜山キャンプ集会

この頃県職員の生活は苦しかった

アンケートに見る暮らしの実態

昭和41年末、組合は生活実態アンケートを実施した。方法は職場抽出によるもので、1,950枚の配布に対し、1,228枚の回答が寄せられた（回収率66%）。

平均賃金月額額は全体で34,587円。現業職のみでは28,383円であった。家計を給料だけでまかなえる人は14.3%、給料だけでやっていけない人は85.7%の高さを示している。県人事委員会の勧告を無視して恥じない県当局の姿勢、それに十分対応しきれない組合の実態から、組合員の生活は危機的な状況に追い詰められていた。

給料だけで食べられない人たちの40.2%は、本人以外の収入で家計を維持していた。そのほか、旅費の節約7.4%、超勤手当をあてにするが3.5%などが見られる。持ち家比率は高く70.8%。そして、約7割の人たちが「生活の不安」を訴えている。

三つワタリに当局の選別続く

「三つワタリ獲得」といっても対象者の約7割が適用され、残る者は勤務評定、上司の内申により排除されている実状は、組合の存在を問われるものであった。執行部による交渉はその後も続いたが9月末で一応手を引く。「ワタリに洩れた全体の3割強の6割について10月に是正」ということである。あくまで人事権をタテに選別を行うことに変化はない。

青年部は前年結成されたが、対県要求書の提出はこの年の12月となる。方法も陳情型の枠から出ることは許されなかった。

管理職の組合離脱

前年ILO87号条約が批准されたが、それに伴い、①管理職の除外、②専従制限などが取り入れられる。具体的には「管理職の範囲等に関する規則」がつくられ、それに該当する人は組合に加入できなくなった。また、組合専従は従来休暇であったが、休職となりその限度も3年となった（のち7年となる）。そして、専従休職者の退職手当、昇給等についてもマイナス要因が生まれた。管理職の離脱は組合財政を直撃する。大会では組合費「1,000分の10+50円」と50円引き上げを図った。

調整額の支給

基本賃金の上昇はベースアップ以外前進はなかったが、組合要求に対する特殊勤務手当、互助会福利厚生制度等については若干の前進が見られた。

例えば、「昭和41年度の超過勤務手当は、本庁において70%支給、出先事務所でもこれに準じた支給をしているが、後期分よりの支給率を80%に増やした」などの記事がある。従来から福祉施設には特殊勤務手当が給されていたが、この年から一部に調整額が支給されることになった（玉島寮、岡南荘、成徳学校等の指導員、保母、寮母などに1～2の額が支給された）。

経済大国の道を……

この国は、県職員の給料こそ安かったが経済成長の道をまっしぐらに進む。それは国民生活を大きく変えていった。大量、高速輸送網が整備され、カラーテレビ、カー、クーラーの3C時代が到来、海外旅行も自由化された。反面、交通事故の急増、公害の激化などのひずみも拡大した。

世界も大きく動いた。貿易自由化に始まった日本経済の国際化は、OECDへの加盟、資本自由化と歩を進め、ベトナム戦争の激化、中国文化大革命などアジアの激動のなかで日韓基本条約締結。ベトナム戦争への加担は、日本の進路への異議申立として原潜寄港反対闘争、ベ平連運動など広がる。

敗戦から20年、高度成長の「光」と「影」が交錯するなかで、日本は経済大国への道を邁進する。

組合の主な動き

3月18日	第6回家族慰安大会
3月19日	自治労岡山県単組連絡会議結成
7月21日	第30回定期大会（奥津町）
8月18日	第6回現業評議会大会
9月28日	第12回婦人部大会
10月7日	第2回青年部大会
11月8日	県人事委員会勧告
11月28日	対県要求書提出



▲11月の現業評議会の幹事会。会議には相生荘がよく利用された。



▲狭い人事課長室が交渉の場所。現業の交渉も少人数で行われた。

停滞からの脱却へ精力的に

人事異動内示・6月昇給短縮など

7月から委員長・書記長が代わった。県職組は運動停滞からの脱却をめざすことになる。牧原委員長は第31回大会で「組合員との対話の促進を図り、運動の活性化を……」と訴える。

対話活動とは執行部役員が足を運ぶ職場訪問である。従来オルグと呼んでいたものを職場訪問に改めた。精力的な県職場への訪問活動、支部長、分会長との会議を頻繁に開いて意思統一を進めていった。

当時恒例化されていた加藤知事との朝食会の場を、単なる儀礼的なものから組合の要求を直接語る場に切り替えていく。さらに、全支部長と知事の会合も設定し、職場の話題を盛り込んでいった。あわせて、対当局交渉も回数を増やしていく。

それは当局回答の前進を促すことに結びつく。その手始めは人事異動内示の実現である。当時の人事異動期の大きいものは4月であるが、10月にも小規模の異動発令が行われていた。昭和43年10月の人事異動に対し9月28日事前内示が行われた。もちろん初めてのことである。そして、翌年4月異動についても3月下旬に内示され、以降現在に至っている。

年末確定期を前に「県人事委員会勧告の完全実施を要求する署名活動」を実施する。組合員の8割を超す署名が集まった。署名活動のこれだけの拡がりも初めてのことである。県教組などとの三者共闘体制も組んだ。11月25日藤田総務部次長等当局に三光荘出席を求め、青年部、婦人部そして本部要求書と順次説明を行った。そして各部役員の出席による集団交渉形式を確立した。別に現業評議会は全国統一行動日に合わせ11月20日全幹事の出席のもとに交渉した。また、民政労働部長など各部・課長交渉を継続していった。

まず、この年の人事委員会勧告8%に対し、現業職給料表は平均10%を越える給料表で妥結した。さらに12月18日の当局最終回答は、①6ヵ月昇給短縮（初任給6短）、②主事補の特号給該当者の延伸廃止、③係長、課長補佐クラスの一定号給以上に9月昇給、④研究職、准看護婦等に対する改善措置、⑤不均衡是正の実施について姿勢を示す、珍しい成果となった。しかし、3つワタリについては頑として拒絶した。

組織拡大と細かい要求解決

法の改正によって組合専従者は12月14日より休暇でなく休職となった。規定では退職金、昇給に影響がでることになる。また、管理職の範囲が指定され、その人たちは組合から離脱したため約350人の組織人員減となっていた。組合は非組合員の加入促進に努力した。新加入者の氏名を機関紙に掲げ加入者歓迎の証とした。その結果、7月から翌年3月までに250名の加入を実現させた。

秋10月8日の自治労統一行動日には、旭川畔を会場に昼食時300人の時間外集會を初めて実施した。その前日に本庁ピラ入れなども久しぶりの取り組みとなった。7月には青年部が蒜山キャンプ集會を实行、県内各地から6台のバスを借り上げ300人集會を実施している。

職場訪問を実施すればそれぞれの分会の要求がたくさんでくる。特殊勤務手当、福利厚生要求などの細かい部分についても放置せず組合は対応した。福祉職場の勤務条件の改善、独身寮の建設、県公舎入居の公平確保、職員の健康管理の徹底などに見るべき成果があった。

この頃、県庁のトイレにトイレトペーパーが置かれていなかったが、昭和43年9月からそれを置かせていった。旅費の差別支給についても10月から5等級以下の職員に特急料金が支給されることになった。「行政、研究、医療等給料表該当者を含め約3,500人が対象となり、出張時に生じる矛盾の一つが解決した」と書かれている。被服貸与規程の完全実施も確約した。この年の運動の進展は県職組にとって一つの区切りをつける年となった。

組合の主な動き

1月13日	青婦交流集會
3月16日	岡山地区職員家族慰安大会 (30日:津山会場)
7月13日	知事交渉
7月20日	青年蒜山交流集會
9月13日	知事交渉
9月24日	10月8日統一行動批准投票
9月29日	国費職員身分移管集會
10月31日	教組と共闘会議結成
11月5日	三者共闘申し入れ
11月25日	青・婦・本部集団交渉
12月20日	知事交渉



▲大会であいさつする牧原委員長



▲三光荘での集団交渉



▲はじめての昼食時時間外集會（旭川畔）

前年に続く昇給短縮などの成果

県職組復権めざす胎動

久々の成果獲得で張り切る組合は、年明けから職場要求の柱の一つである特殊勤務手当交渉をすすめる。そして力をそそいだ福祉関係職場を軸に一定の前進を勝ち取った。例えば福祉事務所職員の場合、主任・主査以上月額2,000円、その他1,500円であったものを、一律3,500円にもっていく。つれて各福祉施設も横並びとなり、施設専門職の調整額の多くを「3」に改正させる。その他関係各職場の手当増額を実現させた。

前年回答で当局は給与不均衡是正の実施を確約していたが、組合側のデータを得るため2月10日号機関紙の約半面を使い、調査項目を揃えた調査用紙とした。これに対し、3,000件弱回答が寄せられ、うち1,700人が何らかの不満を表明した。

内訳は、①特別昇給を受けていない（16.7%）、②民間経験年数が評価されず（15.2%）、③採用時の初任給の低さ（17.3%）というもの。現実の不均衡はあったし、それに対する不満は充満していた。組合は早急是正を迫ったが調査、調整が大きい事務量となり是正措置が具体的に動き出したのは、昭和47年4月からとなる。

この年の確定交渉は難航する。組合は要求の柱を①給料表の運用改善、②臨時職員の定数化、③退職勧奨年齢の延長の3点においた。要求書提出前、荒木副知事らと前段交渉、続いて長谷川副知事とも会う。組合側はこれを予備交渉と呼んだ。

11月13日の自治労統一行動日には、初めて県庁中庭で時間外集会を実施400人を集め、各支部でも一斉集会を開いた。11月26日各部要求も含め三光荘で集団交渉を実施その後の交渉でも決着がつかず越年する。

現業評議会も頑張る。当局案提示を撤回させ、ついには相生荘に総務部次長ら呼び込み給料表大幅改善を勝ち取る。さらに勤続10年と20年にそれぞれ3ヵ月短縮を約束させた。現業長期勤続者短縮措置獲得のはしりである。

初任給6短・在職者3短

要求の最終妥結は昭和45年2月20日となる。成果として、①初任給改善と在職者調整、②係長クラス上位等級への道開く、③上級吏員の格付基準改善、④5等級ワタリ基準の改善、⑤准看護婦の3等級ワタリ、など幅広いものになった。しかし、要求から見れば部分的であり課題を先送りすることになる。退職勧奨年齢延長、臨時職員定数化（この頃約200人いた）、定数増などに見るべきものはなかった。

この年も衛生部、民労部、農林部、土木部などの各部長交渉を年末要求と前後して行った。いわゆる対話、訪問活動で集約された身近な要求を取り上げ一定の解決を見出していた。

この2年間は、長い組合の雌状態から離脱し、組合らしさを発揮しようと歩を進めだした時期といえる。組織の拡大、度重なる当局交渉等によって成果も見ざるべきものとなった。特に、現業評議会の人たちから信頼され歓迎される執行部であった。

ユニークな機関紙

運動が目に見えて動き出すと機関紙の記事も動きを見せて興味深い。委員長の牧原は筆もたつ。相生橋欄の多くを彼が書いている。クイズのユニークさも目を引く。一つは「ご夫妻カップルでママの別荘へご招待」5組。これを利用して家族ぐるみの座談会を開き、機関紙に載せている。いま一つは、正解者の中の夫妻を東京麻布寮へ招待している。3泊4日である。牧原のアイデアである。

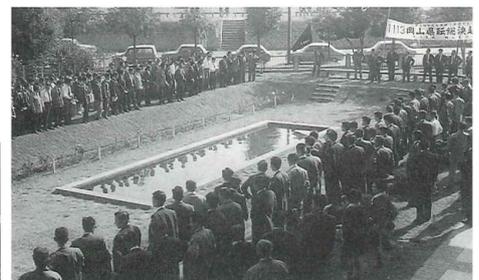
社会福祉施設の記事として「成徳学校」「由加学園」のルポ記事も目につく。当然待遇改善要求も本格化するが、まだ十分な成果に結びついていない頃である。

組合の主な動き

1月12日	総務部長交渉(特勤)
3月22日	家族慰安大会(岡山)/23日:津山
4月17日	当局交渉(春闘)
5月23日	定年制阻止統一行動
6月22日	新組合員対話集会
7月10日	知事交渉
10月20日	荒木副知事交渉
11月6日	長谷川副知事交渉
11月13日	時間外統一行動
11月26日	当局との集団交渉(以降9回)
12月4日	現業評最終団交
12月24日	集団交渉(第1次回答)



▲相生荘に総務部次長を呼んでの団体交渉



▲この時スタートした県庁内時間外集会



▲大会終了後の懇親会

現業評議会・初の覚書交換

県独自給料表づくりの圧力

役員の交代が2年ごとに行われる。木本英照書記長時代へはいる。とって進め方の変更はない。しかし、当局の壁は厚く年末確定交渉は年内に集結をみない。最終回答は翌年春にずれこむ。

現業評議会の活動はめざましく、木本書記長の交渉指導は冴える。7月30日の交渉では、勤続による昇給短縮について10年3短、20年6短を回答する。さらに、年末給料表改訂交渉では、従来あった3等級を廃止させ、重筋労務職給料として2等級の乙表を新設する。

そして、団体交渉での合意事項について文書確認を行うこととした。12月19日現業評議会議長井口幸雄と総務部次長小野年之の押印した覚書の交換が行われた。この慣行はその後継続され、ついには昭和56年の労働協約の締結へと発展することとなる。

ワタリ運用を極端に嫌う

当局の根強い考え方に「法に定める職務段階による給料の厳守」というのがある。時の副知事であった荒木栄悦の頑固な発想である。それは、県独自の給料表づくり、採用時の昇給短縮、等級間のワタリ運用、複数格付け、特定号給以上の昇給短縮など運用を廃止しようと目論むものであった。その動きは約3年間続くが、組合の反対によって実現に至らなかった。この頃、毎回の要求書の冒頭に「県独自の給料表を導入しないこと」という項目が据えられていた。

賃金交渉がはかばかしく進まない時期、組合は福利厚生要求に力をそそぐ。「共済、互助会事業」の充実期を迎えていた。また、「定数増、退職勧奨年齢延長、臨時職員定数化、吏員昇任試験廃止」などの要求項目が目立つ時期でもあった。

県庁冷暖房工事・西棟南棟

当時の組合事務所の所在は先に触れたが若干の場所移動があっても自転車置き場の2階である。この年県庁の大工事が始まる。その一つは県庁舎の冷暖房工事であり、一つは現西棟、南棟の建設である。ブロック建てから追われ書記局は本庁2階東側に移転する。やがて南棟完成後、現位置に定着する。

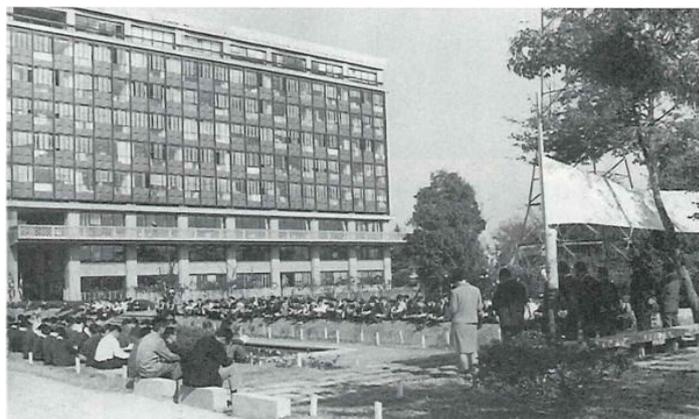
地方選挙等の推薦

第33回定期大会では政治的な方向を明示することになる。参議院全国区山本伊三郎候補、地方区秋山長造候補をはじめ統一地方選挙における社会党関係県・市議候補の推薦を行う。「本年初めて選挙闘争に本格的に取り組んだ。しかし、活動面での拡がりは少ない」と報告議案に書かれている。方針面での「社会党との支持協力」はまだ見えない。

この年の経過報告書は従来の薄手のものが一変し、要求書、当局回答書をすべて掲載、200ページを越す厚手のものとなった。木本書記長の仕事である。

組合の主な動き

1月7日	当局交渉(～20日まで反復)
2月6日	当局交渉(～20日まで反復)
3月9日	知事交渉
3月28日	津山地区慰安大会 29日:岡山大会
4月28日	沖縄デー・デモ行進
6月1日	当局交渉(～22日まで反復)
7月4日	知事交渉
7月15日	当局回答、現業交渉
11～12月	当局要求 各部申し入れ交渉
12月19日	現業覚書交渉



▲11.13 総決起集会(県庁南側)

要求70年（11月26日）・回答71年（2月18日）

不均衡是正問題に終止符

前年の11月に確定要求書を提出したが、年内に回答は得られず、回答書はこの年の2月18日に組合に対し渡された。①主事・技師クラスのワタリ改善、②研究職・医療職技師補にワタリ新設、③福祉施設関係の調整額引き上げと特動手当の引きあげ、④諸手当の改善、福利面での改善、などとあまり目ぼしいものはない。

組合はこの回答を批評し、①吏員昇任試験の廃止を認めなかったこと、②一般行政職の主事補ワタリを実施していないこと、について不満を表明、さらに活動強化を組合員に訴えた。

産後休暇の2週間延長

婦人部が長年要求してきた産後休暇の2ヵ月がこの年実現、運動の前進として評価した。

勤務評定方式の改善

なんといっても勤務評定制度の不合理性は組合要求の大きい柱であった。その結果が組合員の複数格付けにおいて、昇格基準の要因となっており、その改善を迫ってきた。当局も「55点方式」の非を認めることとなり、かわってA～Dの5段階表示に改めることとなった。しかし、問題点の根本的解消からはほど遠いものであった。

この年の2月回答は前年要求にかかわるものであったが、越年回答はこの年も踏襲されていく。いたずらな回答引き延ばしに対し、当局の陣容改革を必要とする考えも育ってきた。特に、荒木副知事存在が組合要求に対し大きいカベになっているのは疑いのない事実であった。さらに、かつての執行部クーデター以降のボス支配脱却の声も大きくなった。

降雨災害のハプニング大会

第34回定期大会は7月23日、湯原町の湯原国際観光ホテルで開催されたが、この日は大雨となった。運悪く湯原から4キロ南の県道に崖崩れが発生、代議員の乗り込んだバス6台は立ち往生となった。前日から泊まり込みの執行部役員は急遽昼食をホテルで用意してもらいマイクロバスで運搬したが、配付を終えたのは14時過ぎという状態であった。道路復旧の連絡などで追われ、開通したのは15時過ぎ、全員が会場に到着したのは16時前となった。

早速、大会が開催されることとなったが、湯原ダム放流を伝えるサイレン音と濁流を横にみる大会となった。時間も大幅に不足するなか大会行事を終えるという状況であった。大会議論不足から執行部役員は手分けして代議員部屋に赴き意見聴取を行った。

議論の方向は「不均衡是正の早期実現」など具体的要求とともに、県職労運動の基本にかかわる本質的な意見が多くなった。

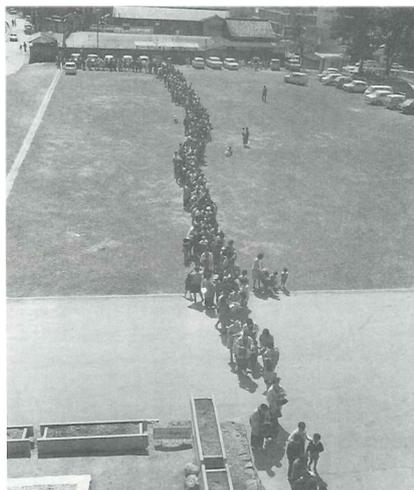
職場の最大不満だった不均衡

給料の不均衡是正は長年にわたる組合要求であったが、是正事務面倒さから当局は言を左右にし続けてきた。前年交渉で是正実施を回答していたが、この年数回の交渉の後、10月13日で具体的決着に至った。

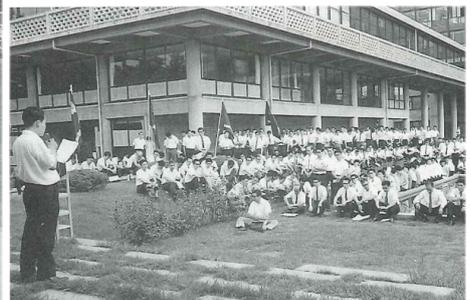
①昭和25年3月までの採用者は昭和46年4月1日付で実施、②それ以降の採用者は昭和47年4月1日付で実施、③是正方法は全職員を採用時から計算し直し、現給より計算値の方が高い場合、3分の2を還元する、④昭和28、29年当時の昇給延伸について、女性であること、産休を取ったことによる延伸は還元する。また、現業職については「前歴換算率」の改善が実施され、当該者の80%がその恩恵を受けることになった。平均引き上げ額は約2号、4,392円。最高6号というものである。自動車運転技術員についても前歴換算の改善が大きい成果につながった。

組合の主な動き

1月8日 2月2日	荒木副知事交渉
3月27日	北部家族慰安大会 (28日:南部大会)
5月20日	自治労統一行動
7月2日	知事交渉
7月17日	蒜山キャンプ交流集会
10月5日	現業評統一行動
11月～	各部長交渉連続と当局交渉



▲相変わらず人気の家族慰安大会に長蛇の列(津山)



▲7月15日総決起集会の多数参加

知事選対応の悩み乗り越え

組織体質改善へむけスタート

この年10月、緊迫する知事選挙を控え組合はその対応に苦しむ。現職の加藤武徳に対し、自治省事務次官であった長野士郎が社会党、県総評さらに保守の一部の支援を受け出馬することになった。県庁全体は圧倒的に現職支持であり、県職組をこの10年間支配してきた勢力もそうであった。新委員長となった増田文嘉にも圧力が加えられていくが、革新志向の増田には応じがたいものであった。

8月10日、第35回定期大会は白熱の論議が展開される。傍聴席に陣取る組合OBの退去を求める発言などがあり、論議は発展していくが、「9月中央委員会までに方向付けをしたい」ということで幕を引く。しかし、激しい選挙を闘った体験のない組合にとって長野推薦は困難なことであり「公務員労働者の自覚と良識にもとづく自主投票とする」という形では対応せざるを得なかった。そして、組合有志はひそかに長野選挙を進める。続く8月19日開催の青年部大会でも知事選論議は発展する。

10月22日投票の結果は長野士郎が圧勝、県庁内は混乱が続くことになる。県職組にとって旧勢力との決別が可能となり「組合本来のあるべき姿をめざしての脱皮、体質の改善」のチャンスと増田委員長は決意する。

前年確定など前半は

ひるがえって、この年の前半について……。

年末確定の回答が翌年にずれこむ悪習が続く。2月18日当局の回答は①47年1月から全員3ヵ月短縮、②さらに3ヵ年かけて全員3ヵ月短縮（補完3短）、③主事補・技師補クラスの5等級ワタリなどである。知事選を目前にした、職員優遇のためにする扱いが目立った。4月中旬福利棟が完成、食堂、売店などが集中され、組合書記局も現在地（県庁南庁舎）に移る。昭和38年から継続された職員家族慰安大会が「由美かおる」を呼び開催されたが、これが最後の開催となる。女子更衣室ロッカーがはじめて本庁地階に466人分新設された年でもある。

吏員昇任試験撤廃 現業評交渉・暁の妥結

知事の交代により外圧から解放された組合の意気はあがる。10月26日「諸要求実現総決起集会」を県庁南で開催、組合始まって以来の人員が参加した。この日、要求書も提出した。

吏員昇任試験の廃止を要求する青年部は、10月8日「雇員協議会」を結成、13日から開始される雇員研修闘争を決める。25日までの研修期間中、ピラ入れ、集会などを開き効果測定は全員無記名で提出した。組合はこの問題で交渉をくり返し、ついに11月25日小若総務部次長は「吏員昇任試験の廃止」を回答するに至った。次の目標は身分差別としての吏員雇制度の廃止である。

知事選があったため県人事委員会の勧告は11月15日とずれ込んだ。組合はそれと別に要求書にもとづく各部長交渉をくり返したが、県上層部の戸惑いもあり回答は明快ら遠く越年となった。

現業評議会の場合は妥結がなければ年内差額の支給とならないため、そちらに力をそそぐ。12月8日午後1時から始めた最終交渉は激烈をきわめ、団交終了は翌日朝6時となる。現業評「暁の妥結」と呼ばれるものである。中身は①給料表のうち3等級を廃止、②引き上げ率は人勤を大きく上回る、③10年、20年の短縮3ヵ月をそれぞれ6ヵ月とする、などが柱である。

第35回定期大会で組合費を引き上げ「1,000分の12+50円」とした。理由として①支部交付金の増額、②組合積立金の充実を図る（当時積立額300余万円）、③自治労負担金のサバ読み解消、④現業評議会より専従役員配置などがあげられた。

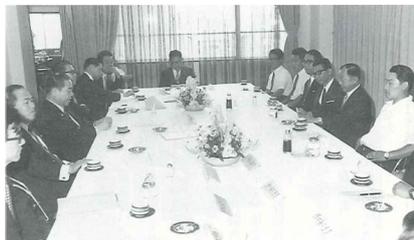
県庁食堂入り口にある組合掲示板はこの年設置された。県職組の未来にむけて大きい転機。それが知事選の結果によるという事態は不幸であるが、権力から自立した組合づくりへむけて一歩踏み出した年である。

組合の主な動き

1～2月	当局交渉反復
2月26日	青年部学習交流会
3月18日	北部地区家族慰安大会 (19日：南部大会)
4月12日	書記局移転
5月21日	新組合員交流集会
10月7日	雇員協結成大会
10月26日	県庁南決起集会
11～12月	交渉反復 職場オルグ
12月9日	本庁早朝ピラ入れ開始
12月25日	6者共闘交渉



▲知事選をめぐる論議の大会



▲8月 加藤知事との交渉



▲長野新知事 組合は最大の歓迎

1973年（昭和48年）－ オイルショックの年 －

職場からの動員背景に交渉

学習会30回・職場オルグ95回・交渉52回

対県6者共闘会議。これは県教組、高教組、企業局労組、社会保険職組そして県職組等の6組合でつくり、闘争時は職場からの動員参加を背景に交渉を展開する方式をとった。当初県当局はこの形での交渉を嫌がったが、組合側が押し切った。昨年要求に対し1月29日の長野知事交渉回答は、①48年1月在職者に一斉6ヵ月昇給短縮、②47年から3ヵ年計画で実施中の3ヵ月の補完的昇給短縮を繰り上げ実施である。さらに給料表運用改善、調整額、特殊勤務手当の新設・改善を勝ち取り終止符を打った。昭和48年度から課長補佐クラス以下の56歳退職も決まった。

時間内に食い込む集会

73国民春闘の統一行動日として4月17日、4月27日両日が設定された。ストライキを背景に春闘時政府回答を引き出し、さらに公務員のストライキ権奪還を果たそうという自治労の方針である。4月17日は年金改革を軸とする国民春闘要求であり、本庁はじめ全支部の時間外集会は計2,000人集会に発展した。4月27日は対政府交渉を控えた集会で本庁拠点とし、1,200人の参加者にふくれあがり、閉会時間は時間内に大きく食い込んだ。

そのあと「衛生会館」に場所を移し、「春闘勝利討論集会」を開き盛り上がった。県職組の大衆行動が大きく進展した時期である。

役員選出は選挙となる

従来から大きく飛躍する組合運動の方向に戸惑う人、評価する人と反応は分かれたが、6月の役員選挙は執行部から離れる人あり、出たいと思う人ありで、定数を上回る立候補者となり、副委員長、執行委員は選挙となった。

6短・運用改善・旅費格差解消

第36回定期大会は原案の「社会党との支持協力」をめぐって修正案「政党支持の自由論」が出された。この種のことは他組合では日常的であったが、県職組では初めてのことである。修正案は40人の賛成にとどまり否決されたが、その後例年の如く大会にまつわる行事としてくり返されることになる。引き続き青年部大会においても修正案提出は引き継がれていく。

またまた6ヵ月昇給短縮

確定闘争の早期決着を目標にこの年は要求行動を早めた。6者共闘会議は10月23、24日にヤマ場を定め動員交渉を展開、6ヵ月昇給短縮の回答を引き出した。その後、細かいツメの交渉を重ね、ワタリ運用のさらなる改善、係長クラスの4～11以上について9月昇給を実現させた。旅費については等級によって日当、宿泊料に格差がついていたが、次長以上と課長以下の2区分に修正させた。また、宿日直廃止87カ所、結婚休暇5日間→8日間など広い部分にわたり前進回答を得た。

この年、インフレはすさまじく、自治労統一行動は「インフレ手当」要求を掲げる。12月4日県職組は県庁南で、1,500人を集める総決起集会を開く。そして、翌年の年度末手当に0.3ヵ月を上積みさせる。この年の大会で従来なかった「救援規程」を決定し、組合活動に起因する処分、事故に備えた。初のストライキ敢行へむけ準備が進行していったといえる。

機関紙・月3回発行へ

なにしろ5,000人を超す組織である。機関紙の持つ重要性に着目、この年の8月から月3回発行とし、わかりやすい紙面づくりに取り組み始めた。

自治労組織統一へ向け

自治労が分裂「内山下」「春日町」にわけられていたが、双方の統一へ向け「自治労岡山県統一協議会」の結成総会が8月18日開かれた。しばらくは開店休業状態が続くが、自治労本部の強力なテコ入れにより「統一準備会」そして組織統一へと動いていく。

組合の主な動き

1月29日	6者共闘動員交渉
4月17日	4.17統一行動
4月27日	春闘統一行動
5月18日	新組合員交流集会
5月25日	相生荘廃止
8月21日	自治労岡山県統一協議会結成
9月20日	確定闘争勝利総決起集会
10月18日～	6者交渉開始
12月4日	要求貫徹統一行動
12月5日	現業評第4回団交
12月21日	長期療養者見舞



労使交渉に迫力が加わるこの頃

県庁始まって以来のストライキ

スト権奪還めざし30%賃上げ

激しいインフレにより1月の卸売物価34%、消費者物価24%という異常な上昇が続いた。大幅賃上げの声がおこるのも当然の状況が続いたのである。

当時自治労運動の柱として「公務員のストライキ権奪還」の闘いがあった。県職組はこの年の春闘をストライキで乗り切ることを決意、1月から全職場オルグに乗り出した。また、組合員の意向を知るための春闘アンケートを実施する。その結果、4,000人強の回答のうち「要求獲得のためストライキ賛成」が53%を超え、「公務員にもスト権を保障すべき」が80%に達した。

3月8日、第37回臨時大会で討議、直ちに「スト批准投票」を実施した。ストの実施は、全国統一行動日に合わせ「3月26日本庁拠点1時間」「4月11日津山・倉敷振興局拠点1時間」「4月13日勝山・岡山振興局拠点1時間」と続けざまにストライキを敢行した。

どうあろうと自主的ストが打てる組織実態ではないとの執行部判断があった。他県の例を参考にしながら、組合員に有給休暇をとってもらい、スト現場に集合、入口を封鎖するというピケ動員方式を採用した。しかし、当局の方も腰を入れスト妨害に乗り出した。まず、「職員の争議行為の防止について」という総務部長名の文書を発するとともに、全職員に「争議行為に対する公務員としての自覚について」という文書を送付、職場上司からも「あの手、この手」のスト不参加圧力が加えられた。組合側は精力的オルグでそれぞれに対抗した。

ピケ要員確保も当初は300人前後が予定されていたが切り崩され、スト当日は100余名でのピケ実施となった。早朝6時半にピケ隊は集合、結局8時30分から9時15分まで入庁を阻止した。多くの組合員は当局の管理下に入り、隊列を組んで入庁を図り、ついにはピケが破られるという実体であった。組合が開いた集会への参加は残念ながら少数となり、事後に行われた賃金カット対象者は324人である。

ストライキ後、6回にわたる交渉を実施、「不当介入」の追及、「勤勉カットの不当」を主張したがすれ違いに終わった。

社会保険職組と統合・県職労と改名

第38回定期大会で「社会保険職員組合」（組合員243名）と組織統合を行い「国費評議会」と位置付けた。この組合は団結力高く、運動に真剣に取り組む特色を持っていた。それに先立ち、組合員一票投票による規約改正を行い次の点を改めた。①名称を「岡山県職員労働組合」とする、②新しく「書記次長」を設け、執行委員の定数を16名とする、③特別執行委員（若干名）の新設。また、各支部に組合掲示板を設置するなど情報活動の充実を図った。

吏雇員制度撤廃

青年部・婦人部・雇員協議会の要求であった吏雇員制度の廃止が実現、従来あった主事補・技師補は廃止され、7等級吏員から6等級吏員になるとき1号昇給ということになった。

現業評に年齢別最低保障

この年の確定闘争も動員交渉を反復、昇給短縮こそ取れなかったが次の点で前進した。①現業評議会の悲願であった年齢別最低保障賃金の実現、②1等級ワタリは不可能であったが、係長クラスの9月昇給の実現、③プラスアルファ8,600円、④特別昇給を前年7月以降発令ストップをかけさせていたが、財源の半分を長期勤続者に配分。

組合の主な動き

1月23日	知事交渉
2月27日	副知事交渉
3月8日	第37回臨時大会
3月13日	要求書提出
3月15日	スト批准投票
3月26日	本庁拠点ストライキ
4月11日	津山・倉敷ストライキ
4月13日	岡山・勝山ストライキ
6月8日	6者共闘要求書提出
6月17日	副知事交渉
8月2日	第38回定期大会 (社会保険職組と統合) (県職労に改名)
11月5日	6者共闘要求交渉
11月19日	統一行動
11月21日	知事交渉
11月26日	副知事交渉
11月30日	知事交渉



▲県庁前にかかげた看板

スト三景



▲ピケ封鎖の人たち



▲入庁できない人の波